

中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会 共済小委員会（第2回）

日時：平成26年4月24日（木曜日） 9：30～11：30

場所：経済産業省 別館11階 1111各省庁共用会議室

出席者

委員

足立委員、伊藤委員、荒井臨時委員、安藤臨時委員、小野臨時委員、
寺岡臨時委員、半田臨時委員、深澤臨時委員、山本臨時委員
オブザーバー（独立行政法人中小企業基盤整備機構）

羽田理事、小嶋業務統括役、高倉課長

省内出席者

松永事業環境部長、三又長官官房参事官、蓮井事業環境部企画課長、
大槻経営安定対策室長

議題

1. 両共済制度の現状と課題について
2. その他

議事概要

議題 両共済制度の現状と課題について

資料 第2回共済小委員会資料

第1回共済小委員会で、各委員からいただいた様々なご意見、ご指摘等（下記参考）を取りまとめ、共済制度の設計に関わるもの、加入促進に関わるものに分け、検討すべき課題のポイント、参考となる検証資料等を事務局より説明し、各専門分野の視点から改めて様々なご意見、ご指摘をいただきました。

<参考：第1回共済小委員会におけるご指摘事項等>

（小規模企業共済制度）

（1）制度設計について

①掛金について

掛金額を例えば10万円まで引き上げでも良いのではないか。

②加入対象について

- ・サービス業では業種・業態に応じた従業員要件の緩和も必要ではないか。
- ・ソーシャルビジネス、介護・保育などではNPOが運営しているケースもあるのでNPOも加入対象者にしても良いのではないか。
- ・中退共制度で手当している従業員が役員となった場合にその退職金を小規模共済に引き継げる仕組みを考えても良いのではないか。（その逆の行為も有り）

③共済事由（一部解約）について共済金の一部受取が可能とならないか。

（2）加入対象者の増と制度の維持に必要な在籍者の確保について

①サービス業を細分化することで、より加入促進に繋がる対象者があると思われる。そうした分析をする必要があるのではないか。

②創業者には1,000円の掛金でも加入できる事をPRして加入促進すべきではないか。

③外国人の創業者、経営者へのPRも展開してはどうか。

（3）加入手続きを簡素化することについて

①現状の加入業務等の委託方式を見直す必要がないか。

②インターネットからの加入手続きを可とすることで加入促進とならないか。

(中小企業倒産防止共済制度)

制度設計について

①「倒産」の定義

- ・ 昨年2月から運用が開始された電子記録債権（でんさい）の「取引停止処分」を手形の「取引停止処分」と同様に定義しても良いのではないかと。然るべきタイミングを図りながら法律で手当する必要がある。
- ・ 実質倒産についても定義に加えられないか。取引における債務不履行には様々なケースがあるので、実質倒産の議論については慎重であるべき。

②掛金について

- 1, 000万円まで掛金上限を引き上げてもよいのではないかと。

問い合わせ先

中小企業庁事業環境部 企画課 経営安定対策室

電話：03-3501-0459

FAX：03-3501-6805